

しほろ 農業委員会だより

令和7年3月31日発行

〒080-1292
土幌町字土幌 225 番地
Tel: 01564-5-5219
<http://www.shihoro.jp/>

発行 土幌町農業委員会



〈2024.12.2～3 道内視察研修（北見市農業委員会にて農業者年金研修）〉

INDEX

- ◆ 農業委員会会長挨拶
- ◆ 土地の売買・貸借の仕組みが変わります
- ◆ 農業者年金に加入しませんか
- ◆ 令和6年賃借料情報
- ◆ 農地所有適格法人報告書の提出のお願い
- ◆ 農地転用は許可が必要です



農地法による許可申請受付締切は毎月21日です！

会長挨拶



士幌町農業委員会

会長 森 本 耕 二

厳しい寒さも緩み、日ごと春の訪れを感じる今日この頃、農業委員会だよりの発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。

朝晩の冷え込みも日ごと緩み、本年もいよいよ春耕期を間近に迎える頃となりました。

令和5年7月の改選後、会長に就任させていただき、早くも残り一年半となりました。無事に任期の半分を終えることができますのも皆様の農業委員会業務に対する、ご理解とご協力をいただいているおかげです。誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症も5類となり、もうすぐ1年になるうとしていきます。日々の生活が戻り、

日本の観光産業や飲食サービス業などもコロナ前に戻ってきましたが、依然として、ロシアによるウクライナ侵攻による原油の高騰、飼料や肥料の高止まりが続く農業者も不安を抱かざるを得ない状況が続いています。

そのような中、士幌町農業協同組合の農産物販売高が、9年連続400億円を突破するなど明るい話題もありました。

農地行政については、令和7年4月より「農用地利用集積等促進計画」が本格始動となり農地の売買、貸借については原則、北海道農業公社（農地バンク）を経由する形に変更となります。私たち農業委員も士幌町

の農業者の皆様の不利益にならぬよう、事務の円滑化、効率化を進めて参ります。

その他活動としては、主たる業務である、「担い手への農地等の利用集積・集約化」、「遊休農地に関する措置」、「新たな農業経営を営もうとする者への参入促進」など農地の保全や次世代を担う農業者の確保などに努めて参ります。

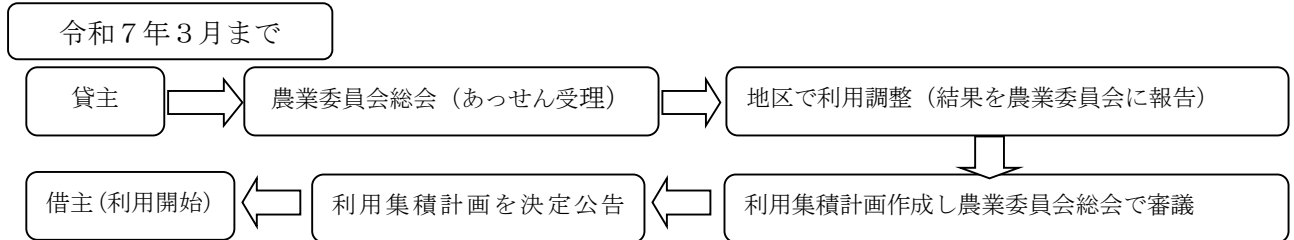
今後とも、委員十四名、事務局が一丸となり士幌町の農業の発展のため尽力して参りますのでこれまで同様、お力添えを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



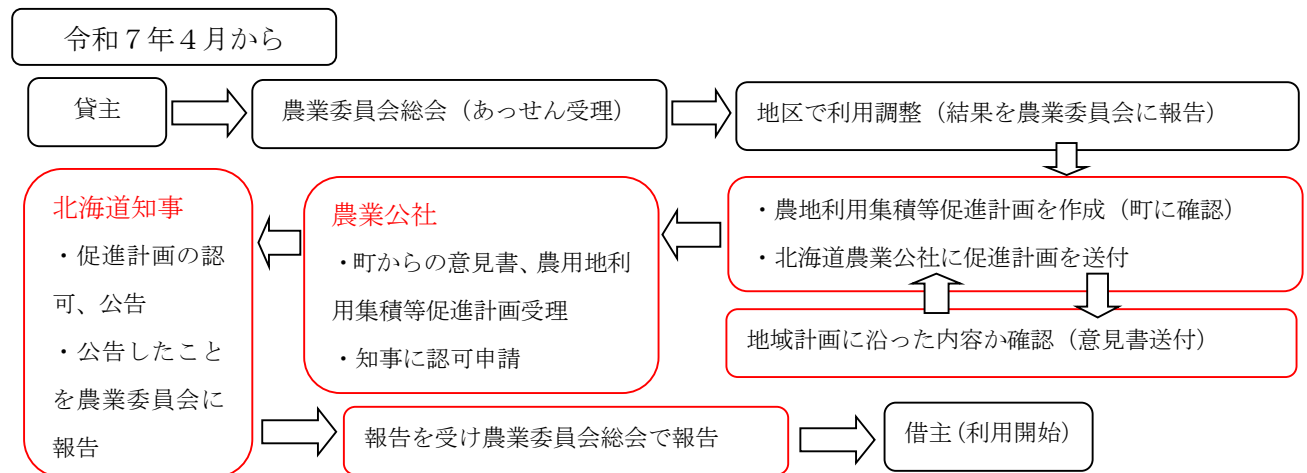
農地の売買・貸借の仕組みが変わります

令和7年4月1日より農地の売買・貸借は、原則として北海道農業公社（農地バンク）經由になります。

変更点1（利用開始になるまでの流れが変わります。）



○人・農地プランから地域計画（目標地図）の作成へ 【令和7年3月末】



※赤枠の部分が、変更になった点

変更点2（手数料が掛かります。売り手2%、買い手1%）

○農地売買は、北海道農業公社を経由しないと譲渡所得税の800万円控除が使えません。

一人ひとりの農業者
を応援する

農業者年金

農業者年金とNISA 暗号資産のメリット、デメリット

	メリット	デメリット
農業者年金	国年1号被保険者、年間60日以上、農業従事をする60歳未満の方は、誰でも加入出来る。	65歳まで、下ろす(出金)ことができない。
	農業者年金基金が運用に失敗しても支払った年金額(原資)は国が保証。	後継者の配偶者は、政策支援で加入することができない。(通常加入は可能です)
	所得税の社会保険料控除として使える。 住民税の社会保険料控除になる。	
NISA 暗号資産等	ハイリターンの可能性がある。	株価が下がれば、原資が減る。 原資が消失、損失した場合は追加の資金が必要。
	入金、出金は自由。	ある程度の資金がないと儲けが少ない。
		収入益が出た場合は、確定申告が必要。 所得税、住民税が発生する。

このほかにも、政策支援加入の選択で、1万円(35歳以上6千円)を国が助成など、農業者年金の加入にはメリットが沢山！！



士幌町賃借料情報

農業委員会では、農地の賃貸借取引の目安となる賃借料の情報提供を行っています。令和6年1月から令和6年12月までに締結(告示)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

地域	平均額	最高額	最低額	データ数
町内 全域	9,200 円	13,000 円	3,000 円	534

*1「データ数」は、集計に用いた件数です。

*2「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

農地所有適格法人定期報告書の提出をお願いします

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎年、事業の内容・構成員・役員の状況等の報告が義務づけられています。農業委員会から送付した報告書の内容を確認し、提出してください。

★提出期限：各法人の毎事業年度終了後3ヶ月以内

★提出先：農業委員会事務局

★添付書類：定款、社員名簿の写し（事務局でコピーします。）



農地転用は許可が必要です！-まずは農業委員会に相談-

◆農地転用に関する法律

農地の転用に関する法律には、**農地法**（農業委員会対応）と**農振法**（産業振興課対応）の2つの法律があり、それぞれに申請し、許可を受ける必要があります。ここでは農地法について説明します。

◆農地転用ってなに？

農地に農家住宅や農業施設(牛舎・格納庫等)を建設したり砂利を採取するなど、農地を農地以外の用途に使うことを「**農地転用**」といい、実施前に農業委員会の許可が必要となります。

◆許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら？

許可を受けないで無断で農地を転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり工事の中止や原状回復等命令される場合があります。（農地法第51条）

また、罰則の適用があります。

※**農地法第64条**：個人の場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

農地法第67条：法人の場合、1億円以下の罰金

◆農地を転用できない施設とは？

農地法では、農業に資する施設[後継者住宅、農業用施設(格納庫、牛舎、堆肥場等)]以外転用をすることができません。

農業・農政の総合専門誌

全国農業新聞

を読みませんか！

○発行日 毎週金曜日

○購読料 700円

※お申し込みはお近くの農業委員又は農業委員会事務局へ

発行所：全国農業会議所